

## 議案の概要

### 1 承認（1件）

承認第4号 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求めることについて（財政課）

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、緊急に措置を必要とする経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算を定めた。  
 専決年月日 令和6年10月1日

（単位 千円）

補正前予算額	30,460,215	補正予算額	49,660	補正後予算額	30,509,875
歳入	県支出金 ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金				49,660
歳出	・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費				49,660

### 2 議案（17件）

第56号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	30,509,875	補正予算額	228,203	補正後予算額	30,738,078
主な歳入	国庫支出金 ・子どものための教育・保育給付費負担金				73,900
	県支出金 ・施設型教育・保育給付費等負担金				26,300
	繰入金 ・財政調整基金繰入金				100,000
主な歳出	・施設型給付費等負担金				107,660
	・民間保育所等保育委託料				29,750
	・予防接種委託料				77,000
	・人件費				△2,540
債務負担行為補正 4件					

第57号議案 令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	7,342,428	補正予算額	△1,644	補正後予算額	7,340,784
歳入	・繰入金				△1,644
歳出	・人件費				△1,644

第58号議案 令和6年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前予算額	6,783,303	補正予算額	15,289	補正後予算額	6,798,592
主な 歳入	・ 保険料				10,000
	・ 国庫支出金				5,137
	・ 県支出金				2,567
	・ 繰入金				△2,449
主な 歳出	・ 地域支援事業費				13,340
	・ 人件費				7,158

第59号議案 令和6年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）（経営政策課）

（単位 千円）

収入	補正前額	2,015,571	補正額	△498	補正後額	2,015,073
支出	補正前額	2,321,410	補正額	△3,086	補正後額	2,318,324
主な内容	・ 人件費					△3,086

第60号議案 令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（経営政策課）

（単位 千円）

収入	補正前額	2,939,945	補正額	301	補正後額	2,940,246
支出	補正前額	3,572,073	補正額	△9,874	補正後額	3,562,199
主な内容	・ 人件費					△9,874

**第 6 1 号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について**

(企画課)

教育に関する事務のうち学校体育を除くスポーツに関することを市長が管理し、及び執行するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

**第 6 2 号議案 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

(企画課)

行政組織を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

**第 6 3 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務課)**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 6 月 1 日

**第 6 4 号議案 尾張旭市上下水道事業経営審議会条例の制定について (経営政策課)**

尾張旭市上下水道事業経営審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

施行期日 令和 7 年 1 月 1 日

**第 6 5 号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

(文化スポーツ課)

市外在住者が利用する場合等の利用料金を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

**第 6 6 号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

(文化スポーツ課)

営利を目的として使用する場合の使用料を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

**第67号議案 尾張旭市福祉医療費助成条例の一部改正について（保険医療課）**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。  
施行期日 公布の日

**第68号議案 尾張旭市下水道条例の一部改正について（下水道課）**

下水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。  
施行期日 令和7年4月1日

**第69号議案 市道路線の認定について（土木管理課）**

開発行為により帰属された道路を管理するに当たり、新たに市道として認定する。  
認定路線 北原山29号線

**第70号議案 尾張旭市スカイワードあさひ等の指定管理者の指定について  
（暮らし政策課）**

尾張旭市スカイワードあさひ、尾張旭市旭城及び尾張旭市新池交流館の管理を行わせる団体として、コニックス・シンコースポーツ共同事業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。  
指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

**第71号議案 尾張旭市東部市民センター等の指定管理者の指定について  
（暮らし政策課）**

尾張旭市東部市民センター、尾張旭市渋川福祉センター及び尾張旭市東部老人いこいの家の管理を行わせる団体として、ハマダスポーツ企画株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。  
指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

**第72号議案 和解及び損害賠償の額の決定について（消防署）**

公用車の人身事故について和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。  
損害賠償額 1,520,727円

### 3 諮問（3件）

#### 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和7年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 平松 奈美子 氏を再度委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

#### 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和7年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 浅見 直樹 氏を再度委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

#### 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和7年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 神野 みつ美 氏の後任の委員に 河田 理恵 氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。